

子育て家族定住奨励金



市内に住宅を新築・購入（中古物件を含む）した子育て世帯に、奨励金を交付します。

- [基礎額] 20万円
- [土地加算] 10万円
- [子ども加算] 中学生以下の子ども = 1人につき10万円
- [業者加算] 市内業者で新築または新車購入 = 10万円 * 諸条件あり
- [転入加算] 市外からの転入 = 10万円
- [申請期限] 住宅の引き渡しから2カ月以内

空き家リフォーム等補助金



市外から牧之原市へ移住し、「牧之原市空き家・空き地情報バンク」の掲載物件を購入・賃貸する際のリフォーム費用や残置物の撤去費用に対し、補助金を交付します。
利用には、事前協議が必要です。物件の契約前に、担当課にお問い合わせください。

- [リフォーム費用] 上限30万円（補助対象経費の2分の1）
- [残置物の処理費用] 上限5万円（補助対象経費の実費）

移住・就業支援金



東京圏に一定期間在住・在勤していた人が所定の条件を満たして、牧之原市で移住・就業する場合、支援金が交付されます。本年度から、新たに子ども加算が設けられました。
条件が多岐に渡りますので、申請を希望する人は、事前に担当課にお問い合わせください。

- [支援金額] ▶ 単身者 = 60万円
▶ 世帯 = 100万円 + 18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算
- [就業要件] 静岡県が運営する「しずおか就職Net」に掲載されている移住・就業支援金の対象求人への就業であること ほか
- [専門人材要件] 内閣府地方創生推進室が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就職したこと ほか
- [テレワーク要件] ▶ 所属先企業などからの命令でなく、自己の意思により移住したこと
▶ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと ほか
- [関係人口要件] ふるさと納税の回数や移住相談などの、市が独自に定める要件を満たしていること

市内への

移住・定住を応援します！

～婚姻や住宅の取得の際は相談してください～

市では、結婚を機に同居を開始する新婚さんや、マイホームを取得する人など、牧之原市へ移住・定住していただく皆さまを、さまざまな支援制度で応援しています。
住み替えの際は、活用できる制度がないか、一度担当課までお問い合わせください。

問い合わせ 都市住宅課 池田拓人 ☎③2633

牧之原市新婚さん住む住む制度



結婚新生活支援助成金

結婚を機に市内で同居を開始する、または結婚を前提に同居していたカップルが結婚する場合に、アパートなどの契約にかかる初期費用や引っ越し業者への支払いを助成します。
本年度から、新たにリフォーム費用が助成対象になるほか、年度内に上限額に満たない場合、その差額を翌年度に再度申請できるようになりました。

- [対象] 令和4年1月1日～令和5年3月31日の間に婚姻・引っ越しを行った夫婦
- [所得] 夫婦の合計が400万円以下
- [年齢] 夫婦ともに39歳以下
- [助成金額] ▶ 29歳以下の夫婦 = 60万円上限 ▶ 39歳以下の夫婦 = 30万円上限
- [申請期限] 令和5年3月31日☑

しあわせ新婚さん家賃助成金

結婚を機に市内で同居を開始する、または結婚を前提に同居していたカップルが結婚する場合に、毎月の家賃の一部を24カ月にわたって助成します。
年齢や所得の要件はありませんが、婚姻と入居日のいずれか遅い方から2カ月以内に申請が必要です。

- [対象] 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に婚姻・引っ越しを行った夫婦
- [所得] 要件なし
- [年齢] 要件なし
- [助成金額] 月額家賃4万5千円を超えた分について、上限1万円を24カ月助成
- [申請期限] 婚姻日と入居日のいずれか遅い方から2カ月以内